社会福祉法人いわき福音協会
会　報
第11号
2007. 3. 31
発行責任：いわき福音協会 ☎0246-23-1903
住　　所：福島県いわき市平上平窪字羽黒40-44

「すべてのわざには時がある。」

伝道の書第3章1節

いわき福音協会理事長　海　野　　洋

はまぎく荘利用者の方の作品

このところ不安定な社会状況が続いております。特に多くの事件や事故から粗末に扱われた命、そして、いじめや虐待に依って落とされた命、この重さを受けてか二〇〇六年の世相漢字も「命」とされました。

人間の営みでは、愛情と命は不可分にある筈だが、最近の社会には、そのバランスが崩れるような事件がしばしば起きている。

日本には「惻隠（そくいん）の情（じょう）」という美しい言葉がある。相手を哀れみいたむ気持ちなのだが、そうした情がどんどん欠けて行くのだろうか、いやそうではない感慨を私達はむしろ障害をもつ方々の中に見つけて救われることが多い。

先日も、障害者の雇用に関するセミナーを開催した。副題を地域の中で働くことをめざしてとし、就労の現状を通して、関係者の方々に理解して頂くものである。

依然として続く雇用状況の厳しさと、懸命に働く職場の状況が報告されていたが、企業側が最も心配するのは人間関係だと言う。

彼等の置かれてきた環境から不器用さがあるかも知れないが、そうした状況に対する制度支援のあることを、社会や企業にはもっと知ってもらいたい。そして何よりも、彼等の相手をいたわる純粋性を、決して見逃して欲しくないと思っている。

限られた力ある者だけが社会を築くものではない。共に支え合う社会を目指すとすれば、社会全体が障害のある方への理解をいっそう深めるべきである。

さて、福祉に関しても激動の昨年でした。この度の制度改革の早さには翻弄され通しである。先行きが見えない不安もある。

改革の目指すところに決して異論のある筈がない。が、その支援システムやサービス体系となると正直、戸惑いが深く現実との間に距離感を感じてしまう。

それでも福祉環境の変化のスピードに圧倒されながら、現実との隙間を埋めるために関係者も必死に苦闘している。

しかしながら、そうした人間的な焦燥感を神は正しいとはせず、決して先を急がず何事も順を追ってことを為すように、そして「すべての業には時がある」としている。

法人の歴史を見ても、まさにその通りに歩んできた経緯がくみ取れる。

私達も目先の改革にとらわれ、今後のあるべき姿を見失わないように、焦らず着実に神を信じ、それぞれの業と時を信じて歩みたいと願っている。

新たな視点

十八年度職員研修会報告

平成十八年四月、いよいよ障害者自立支援法がスタートし、私たちは意識変革とともに新たな取組みが求められることになった。研修委員会では職員アンケートを基に、今年度の目標を障害者自立支援法に関わる研修会にすることにした。

これらを踏まえて平成十八年九月二日、地域交流センター「大河内記念館」において、日本社会事業大学助教授・平野方紹先生をお迎えして「障害者自立支援法の概要とこれからの障害者福祉」と題し講演会を行った。日社大同窓会との共催、土曜日等も相俟って法人職員のみならず、大学同窓会のメンバー、市議、行政機関職員、他施設などから六十数名の参加者を得て熱心な研修が繰り広げられた。

平野先生は埼玉県職員を経て厚生労働省の専門官として支援費制度のシステム設計に参画された実績もあり、それだけに障害者自立支援法の背景なども分かりやすく、好評を博した。

さらに平成十八年十月四日、平成十九年一月十二日の二回に亘り、地域交流センター「大河内記念館」において、全国身体障害者施設協議会長・伊藤勇一氏をお招きし「障害程度区分と障害者自立支援法の今後の方向性」「障害程度区分判定にトライ・特記事項」の内容で研修会を実施した。療護施設の全国組織の会長であることから、法人職員に加えて県内の療護施設からも多数の職員の参加を見た。

特に伊藤会長は、パワーポイントを使い具体的にお話しされ、現場を知るものの強さがひしひしと感じられた。

今後、利用者に対して行われる障害程度区分の調査に当たり大変参考になる機会になった。

講義終了後、伊藤会長を交え各施設長との歓談の時間を設けて、熱のこもった話し合いが続けられた。

ともすると、日々の仕事に流されかねない中にあって、研修が新たな視点（気付き）となり自己を高め、延いては利用者サービスの向上に繋がる結果になればと密かに願っている。

（岡部　明）

障害者自立支援法に伴う新事業体系

障害者自立支援法が施行されたことに伴い、当法人も平成18年10月から事業の移行が実施されました。内容については下記の図のとおりです。

このことに伴い、法人の組織も一部変更されました。（社会福祉法人いわき福音協会組織図）

入所施設での支援を中心として利用者の生活を支えてきた法人の事業も、地域で生活する利用者の支援も併せて実施することに重点を移してきています。今後施設を出て地域で生活する利用者は益々増加することが予想されます。地域での生活を支えるためには何が必要か、これまでの実践を踏まえ、慎重かつスピーディーに事業を展開する必要があります。法に則った事業展開による安定的な法人経営と、利用者のニーズに対応した事業展開を目指していきたいと思います。

18年9月で廃止された事業		18年10月から新たに開始した事業
身体障害者デイサービスセンター　光の家	⇨	生活介護事業所　光の家
障害者生活支援センター　光の家	⇨	相談支援事業所　光の家
知的障害者デイサービス事業　風のつばさ 身体障害者小規模通所授産施設　ひかり	➡	つばさ（多機能事業所） ①自立訓練事業所（生活訓練） ②就労移行支援事業所 ③就労継続支援（A型）事業所 ④就労継続支援（B型）事業所
障害児（者）地域療育等支援事業（福島整肢療護園）	⇨	相談支援事業所　ふくいん

新事業紹介 つばさ

昨年九月まで知的障害者デイサービス及び小規模通所授産施設として運営してきましたが、障害者自立支援法により、昨年十月から新たに福祉サービス事業所「つばさ」として開所しました。

つばさは利用者のニーズに応じ、小規模な形で複数の事業を一体的に運営し、多様なサービスの提供体制を確保するとともに、利用者の選択肢の幅を拡大するために、四事業からなる多機能事業所として開所しました。

○自立訓練（生活訓練）

利用者が地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援を行っています。

○就労移行支援事業

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ適性に合った職場への就労等が見込まれる者で野菜苗や花の販売、製袋等の作業を行っています。

○就労継続A

就労機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、雇用契約に基づき就労が可能な者で弁当の製造販売を行っています。

○就労継続B

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を目指し、庭の手入れ、室内清掃等の環境整備の作業をしています。

これらの仕事を通し、授産事業の強化と雇用拡大を目指しています。

社会福祉法人 いわき福音協会組織図

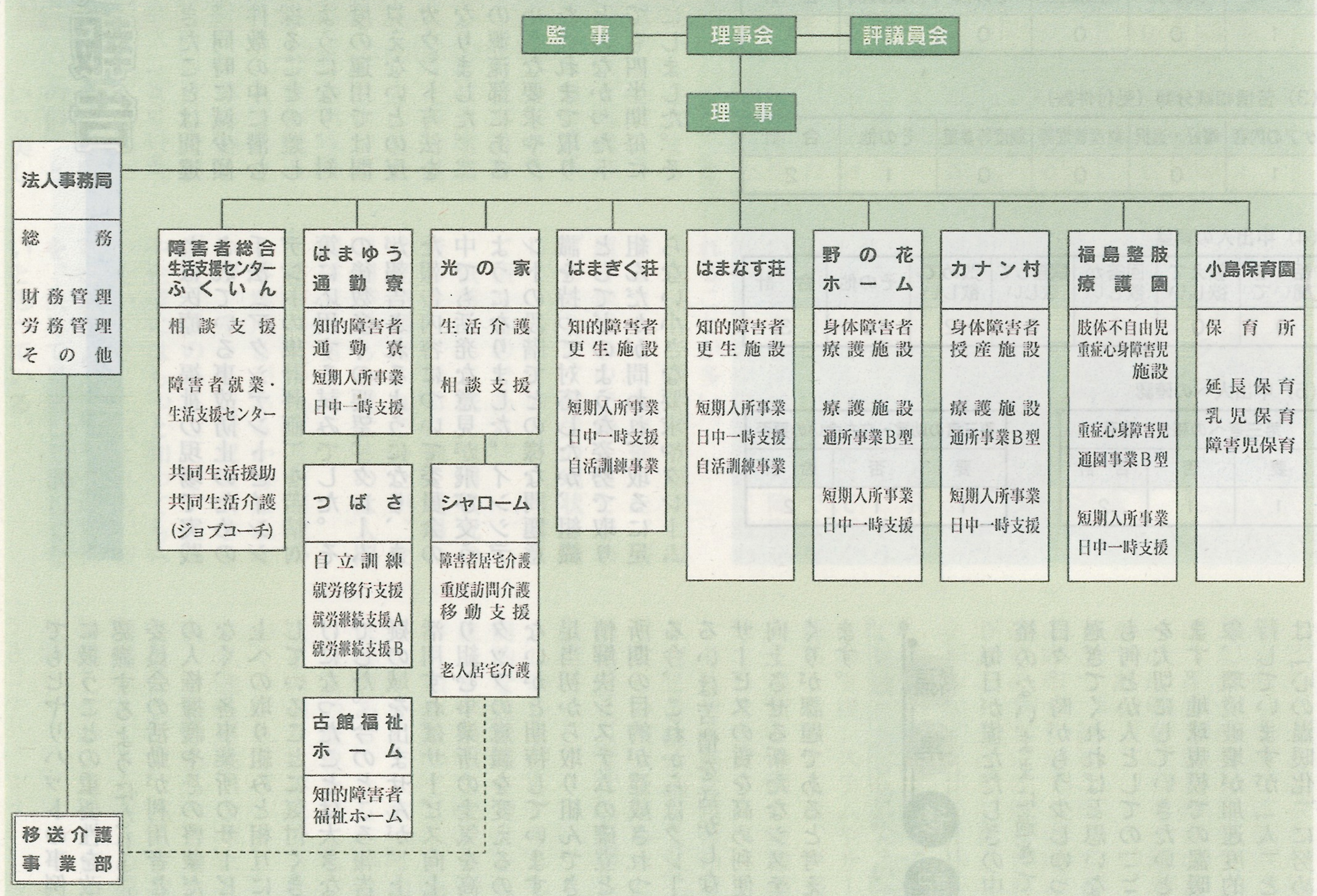

新理事の紹介

理事　柳沢俊郎

平成十八年三月より当法人の評議員ならびに理事を委嘱されました。福島整肢療護園の園長職との兼任となり、その責任の重さを痛感しております。何分、小児科と小児神経の専門医として臨床に携わっておりましたので、福祉施設などの運営については知識も経験もありません。このため、法人役員の任に当たりましては皆様の御理解と御指導を宜しくお願い申し上げます。

さて、社会では障害者自立支援法が本格的に施行され、当法人も他施設との競争に曝されるなど、これまでにない大きな変革を求められております。その変革の中でも創始者大河内一郎先生の理念を忘れず、当法人を利用される障害児・者の皆さんに適切なサービスを提供し、地域の理解と信頼を得られる運営が大事だと考えています。この事を忘れずに、法人役員の責務を果たして行きたいと思います。

苦情解決委員会報告

当法人の苦情解決委員会は発足して七年目を迎えます。利用者とその家族の人権擁護を目的とする初めての組織的な取り組みだっただけに、利用者や事業所の高揚感、緊張感はどれほどのものだったか想像に難くありません。当初の熱気が冷め落ち着いてくると次第に苦情件数は減ってきました。これが関心の低下によるものなのか、あるいは取り組みの成果なのか評価の難しいところですが、少なくとも年を重ねるごとに制度として定着してきたことは間違いありません。同時に減少傾向にある苦情件数の中に潜む問題や課題を探ることの難しさも実感するようになり、対症療法的な制度の運用では問題の深層部が見えないとの反省から苦情のカウント方法を見直すことになりました。二年前から苦情の源流部にあると思われる、小さな要求やクレームといったこれまで取り上げられることのなかったトラブルについても四半期毎に報告することにしました。それは医療・福祉の現場で実践されている事故防止のための手法（アクシデントとインシデントの集計評価）を苦情対策に応用する試みでした。その後数多くの要望、クレームが報告されるようになり、また報告内容について委員会の中でも活発な意見が飛び交うようになりました。インシデントの段階でどの様な問題意識を持って対応したか、組織としてどのような姿勢で取り組んだかが問われ、取るに足らない小さな要求やクレームでもヒヤリハットの事例並みに扱うことの重要性を改めて認識するようになりました。委員会の活動が利用者と家族の人権擁護やその啓蒙だけでなく、各事業所のサービス向上への取り組みと相互に連動していることに気付くきっかけになったことは大きな収穫でした。今のところ報告と質疑の域を出ませんが、上手に活用すればサービス向上に取り組む事業所の士気を高めスタッフの意識を変えるのではないかと期待しています。発足当初から取り組んできた苦情解決システムの確立という所期の目的が達成されつつある今、これからはクレームあるいは苦情を活かしながらサービスの質を高め利便性を向上させる新たなシステムづくりが課題であると考えています。

平成18年度苦情受付報告書

社会福祉法人いわき福音協会

(1) 申出人と利用者との関係

本人	親	兄弟	その他				合計
			子	ボランティア	世話人	自治会	
0	2	0	0	0	0	0	2

(2) 苦情の発生場所

施設内					
生活棟	作業棟	食堂	事務所	その他	合計
1	0	0	0	0	1

＊グループホーム、地域生活ホームは生活棟と読み替える。

施設外					
職場	実習先	通勤途上	その他	行政機関	合計
1	0	0	0	0	1

(3) 苦情相談分類（受付件数）

ケアの内容	嗜好・選択	財産管理等	制度等要望	その他	合計
1	0	0	0	1	2

(4) 申出人の要望

話を聞いて	教えて欲しい	回答が欲しい	調査して欲しい	改めて欲しい	その他	合計
0	0	1	0	2	0	3

(5) 申出人への確認

第三者への報告の要否		
要	否	合計
1	1	2

第三者の助言・立ち会いの要否		
要	否	合計
1	1	2

編集後記

毎日が慌ただしさの中で余裕のないままに過ぎてゆく日々。時がもう少しゆっくり過ぎてくれればと思いながらも何とか人としての「こころ」を大切にしていきたいと思います。地球規模での温暖化現象、環境破壊が加速度的に進行していますが「人」としては「心の温暖化」に努めていきたいと思います。